

協議第 1 号関係

説明資料

合併協定書協定項目一覧

市町村名		さぬき市	東かがわ市	宗像市	南アルプス市	新居浜市	対馬市
人口		57,773人	37,760人	91,147人	70,116人	125,814人	41,230人
合併年月日		H14.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H16.3.1
協 定 項 目	1	合併の方式					
	2	合併の期日					
	3	新市(町村)の名称					
	4	新市(町村)の事務所の位置					
	5	財産の取扱い					
	6	地域審議会の取扱い					
	7	議会の議員の定数及び任期の取扱い					
	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
	9	地方税の取扱い					
	10	一般職の職員の身分の取扱い					
	11	特別職の身分の取扱い					
	12	条例、規則等の取扱い					
	13	事務組織及び機構の取扱い					
	14	一部事務組合等の取扱い					
	15	使用料、手数料等の取扱い					
	16	公共的団体等の取扱い					
	17	補助金、交付金等の取扱い					
	18	町名・字名の取扱い					
	19	慣行の取扱い					
	20	国民健康保険事業の取扱い					
	21	介護保険事業の取扱い					
	22	消防団の取扱い					
	23	行政区の取扱い					
	24	諮問機関の取扱い					
	25	水道企業団の取扱い					
	26	各種事務事業の取扱い					
	26-1	女性政策事業					
	26-2	広域行政事務組合					
	26-3	教育協議会					
	26-4	姉妹都市					
	26-5	国際交流事業					
	26-6	電算システム事業					
	26-7	広報広聴関係事業					
	26-8	納税関係事業					
	26-9	消防防災関係事業					
	26-10	交通関係事業					
	26-11	窓口業務					
	26-12	同和対策事業					
	26-13	保健衛生事業					
	26-14	診療所(直営)					
	26-15	伝染病予防対策事業					
	26-16	結核予防対策事業					
	26-17	休日・準夜診療					
	26-18	障害者福祉事業					
	26-19	高齢者福祉事業					
	26-20	児童福祉事業					
	26-21	保育事業					
26-22	生活保護事業						
26-23	その他の福祉事業						
26-24	健康づくり事業						
26-25	ごみ収集運搬業務事業						
26-26	環境対策事業						
26-27	農林水産関係事業						
26-28	商工・観光関係事業						
26-29	勤労者・消費者関連事業						
26-30	建設関係事業						
26-31	上・下水道事業						
26-32	市(町村)立学校(園)の通学区域						
26-33	学校教育事業						
26-34	文化振興事業						
26-35	コミュニティ施策						
26-36	社会教育事業						
26-37	社会福祉協議会						
26-38	若者定住促進対策						
26-39	その他事業						
26-40	任意の協議会等						
27	新市(町村)建設計画						

この一覧は協定書に項立てしているものを形式的に拾い上げたものであり、それぞれの合併協定書によっては内容的に項目の統一をしているために 印の付いていない項目もある。

1. 合併の方式

市町村合併の方式を定める。

合併方式は、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。新設合併とは、合併するすべての市町村を廃して、新たに1つの市町村を置く方式で、編入合併とは、1つの市町村が他の市町村を吸収する方式をいいます。どちらにするかで事務手続き等も大きく変わってきますので、優先して検討していただく必要があります。

2. 合併の期日

合併協議会の協議を経た後、全ての手続きが終了し、新市が始まる日である。

新市が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となり、また、3町の議会の議決、県議会の議決、国の告示などを経て、新市の準備等かなりの期間が必要となるため、期日については慎重に定める必要があります。

なお、合併の期日が平成17年4月1日以降となる場合は、現行の合併特例法に基づく財政支援措置等の適用がなくなることを考慮しなければなりません。

3. 新市の名称

新市の名称を定める。

新設合併の場合は、3町が廃止されるため、新市の名称を定める必要があります。名称については法的な規定はなく、自由に決めることができますが、住民生活の基本となるものであるため、十分な協議が必要です。編入合併については、原則として編入する町の名称となります。

4. 新市の事務所の位置

新事務所（本庁）の位置を選定する。

新しい事務所は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮し、定める必要があります。

5. 財産及び債務の取扱い

土地、施設及び借入金等

原則的には、合併関係町の財産は、債務も含めてすべて新市に引き継ぐこととなりますが、特段の事情がある場合、財産区を設けることができます。

6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議員の定数、任期

新設合併の場合は、3町全議員、編入合併の場合は、編入される町の議員が身分を失うこととなりますが、旧町の意思を反映させるため、合併後一定期間に限り、議員定数及び在任に関する特例措置が定められており、その取扱いについて協議が必要です。

7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数、任期

新設合併の場合は、3町の委員、編入合併の場合は、編入される町の委員が身分を失うこととなりますが、委員定数及び任期に関する特例措置が定められており、その取扱いについて協議が必要です。

8. 地方税の取扱い

市町村民税、固定資産税、軽自動車税など

合併前の各町で、税目・税率等に違いがある場合、その取扱いについて協議が必要です。

また、合併後直ちに全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠くことになることもあることから、5年間は課税しないこと又は不均一の課税が認められています。

9. 一般職の職員の身分の取扱い

町職員の身分

合併後、町の法人格が消滅した場合、一般職の職員は失職することになりますが、合併特例法において、引き続き合併後の新市の職員としての身分が保証されています。ただし、新市の行政組織、機構と併せての協議が必要となります。

10. 特別職の身分の取扱い

常勤特別職（町長、助役、収入役、教育長）非常勤特別職（教育委員、選挙管理委員など）

新設合併の場合は、町長をはじめ特別職は全員失職し、新市において新たに選挙、選任されることになり、編入合併の場合は、編入される町の特別職が失職することになります。しかしながら合併後の事務に支障が生じる可能性もあることから、当分の間、助役、顧問、参与といった形で特別職とする事例もあり、こうした特別職の職員の処遇について協議する必要があります。

11. 条例・規則等の取扱い

新市の条例、規則等について

新設合併の場合は、旧町が消滅し条例・規則等は全て失効するので、新市の条例・規則等が施行されることとなり、編入合併の場合は、編入される町の条例・規則等は原則として失効し、基本的には編入する町の条例・規則等が適用されることとなるため、これらの整備方針について協議する必要があります。

12. 事務組織及び機構の取扱い

行政組織、機構

新設合併の場合は、条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があり、編入合併の場合は、編入する町の組織や機構が、編入される町の事務に対応できるよう、必要に応じて機構改革等を行う必要があります。いずれにせよ円滑に事務引継ぎができるよう措置しなければならないことから、これらの整備方針について協議する必要があります。

13. 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合、協議会等

合併が行われた場合は、町の法人格が消滅するため、それまで広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上、合併協議会でその取扱いを協議する必要があります。

14. 使用料、手数料等の取扱い

各種施設使用料、証明手数料など

各町で同一目的の施設や事務について、使用料や手数料が違う場合は、予めその取扱い

について協議しておく必要があります。

15. 公共的団体等の取扱い

農業協同組合、商工会等

合併特例法では、公共的団体等は、合併に際し、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされており、できる限り公共的団体等の統合がされるよう協議会において検討しておくことが適当と考えられます。

16. 補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金など

各町が各種団体に交付している補助金等については、合併に際し、それぞれ制度の経緯や実績を踏まえ、取扱いを検討することになります。（地方自治法第232条の2）

17. 町名・字名の取扱い

同一町、字名などの調整

町名・字名は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、従来どおり存続される場合が多いようですが、同一の町名・字名は住所等の混乱を避けるため、調整の必要があります。

18. 慣行の取扱い

町章、町民憲章、各種慣行等の取扱い

町章、町民憲章、町花、町木などの取扱いについて協議が必要です。

また、式典等の各種慣行についても、各町により違いがあるので、その取扱いについて協議する必要があります。

19. 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の統合

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険税を徴収して運営していますが、保険給付の内容や保険税率が異なっている場合があります。地方税の取扱いと同様に不均一課税とすることもできますが、できるだけ早く統一していくことが適当であり、今後協議が必要になります。

20. 介護保険事業の取扱い

介護保険事業の統合

介護保険事業は、各町で保険料や納期が異なっている場合があります。できるだけ早く統一していく必要があります。

21. 消防団の取扱い

消防団の統合

各町の消防団は、合併時に統合することが適切ですが、それぞれ組織構成、処遇等が異なるため、その組織等について協議が必要です。

22. 行政区の取扱い

行政区及び自治会などの調整

行政区や自治会等に関する取扱いについて協議が必要です。

23. 各種事務事業の取扱い

下記の各種事務事業は、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するもので、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下にならないよう留意しながら、合理化・効率化に努める必要があり、その調整方針がまとまり次第、随時、協議会に提案されるものです。

細目 1. 男女共同参画行政

2. 国際交流事業
3. 電算システム事業
4. 広報広聴関係事業
5. 納税関係事業
6. 消防防災関係事業
7. 交通関係事業
8. 窓口業務
9. 人権対策事業
10. 保健衛生事業
11. 障害者福祉事業
12. 高齢者福祉事業
13. 児童福祉事業
14. 保育事業
15. 生活保護事業
16. その他の福祉事業
17. 健康づくり事業
18. ごみ収集運搬業務事業
19. 環境対策事業
20. 農林関係事業
21. 商工・観光関係事業
22. 勤労者・消費者関連事業
23. 建設関係事業
24. 上・下水道事業
25. 町立学校の通学区域
26. 学校教育事業
27. 文化振興事業
28. コミュニティ施策
29. 社会教育事業
30. 社会福祉協議会
31. その他事業

24. 新市建設計画

新市建設計画の作成

新市建設計画は、合併に際し、住民に対して新市の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであり、合併協議会で作成するものです。また、合併特例法に基づく財政支援措置を受けるためには、この計画の作成が前提となっています。